



報道関係者 各位

平成 27 年 11 月 27 日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 佐藤 清勝

地方障害者雇用担当官 小林 正樹

(電話) 028-610-3557

平成 27 年 障害者雇用状況の集計結果

～ 雇用障害者数が、11 年連続で過去最高を更新 ～

栃木労働局（局長 堀江 雅和）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 27 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、栃木労働局が、障害者の雇用義務のある栃木県内に本社を置く事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は 3,559.0 人で、対前年比 5.7%（191.5 人）の増加

・実雇用率は 1.82%で、対前年比 0.06 ポイント上昇。

○法定雇用率達成企業の割合は 55.1%で、対前年比 4.0 ポイント上昇

<公的機関>（同 2.3%、県教育委員会は 2.2%） ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数は市町教育委員会を除き対前年で上回る。実雇用率は全て前年を上回る。

・栃木県：雇用障害者数人 137.0 人（133.0 人）、実雇用率 2.45%（2.38%）

・栃木県教育委員会：雇用障害者数人 233.5 人（222.0 人）、実雇用率 1.99%（1.89%）

・市 町：雇用障害者数人 324.5 人（316.0 人）、実雇用率 2.52%（2.47%）

・市町教育委員会：雇用障害者数人 10.0 人（12.5 人）、実雇用率 3.11%（2.55%）

<独立行政法人など>（同 2.3%） ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数は対前年を上回るが、実雇用率は前年を下回る。

・雇用障害者数人 25.0 人（24.5 人）、実雇用率 2.30%（2.32%）

1 民間企業における雇用状況

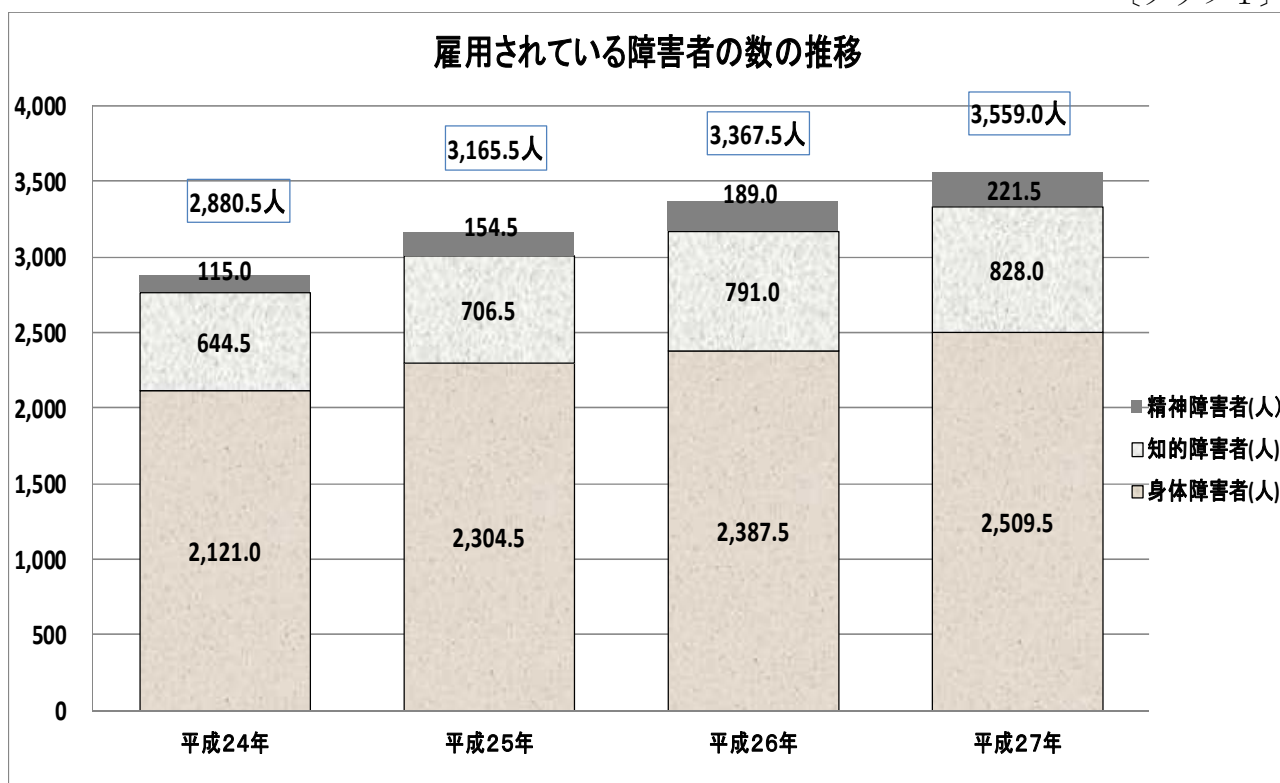
(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は3,559.0人で、前年より5.7%（191.5人）増加し、11年連続で過去最高となった。

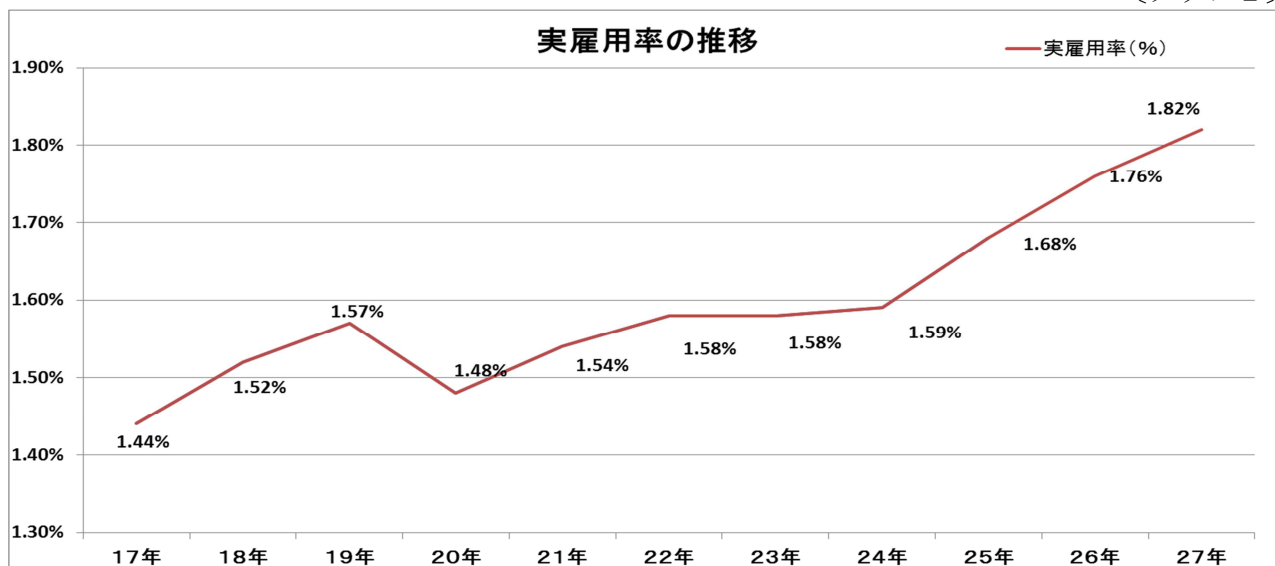
雇用者のうち、身体障害者は2,509.5人（対前年比5.1%増）、知的障害者は828.0人（同4.7%増）、精神障害者は221.5人（同17.2%増）といずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。

実雇用率は、3年連続で過去最高の1.82%（前年1.76%）、法定雇用率達成企業の割合は、昨年に続き50%を上回り55.1%（同51.1%）であった。〔表1〕

〔グラフ1〕



〔グラフ2〕



(2) 企業規模別の状況

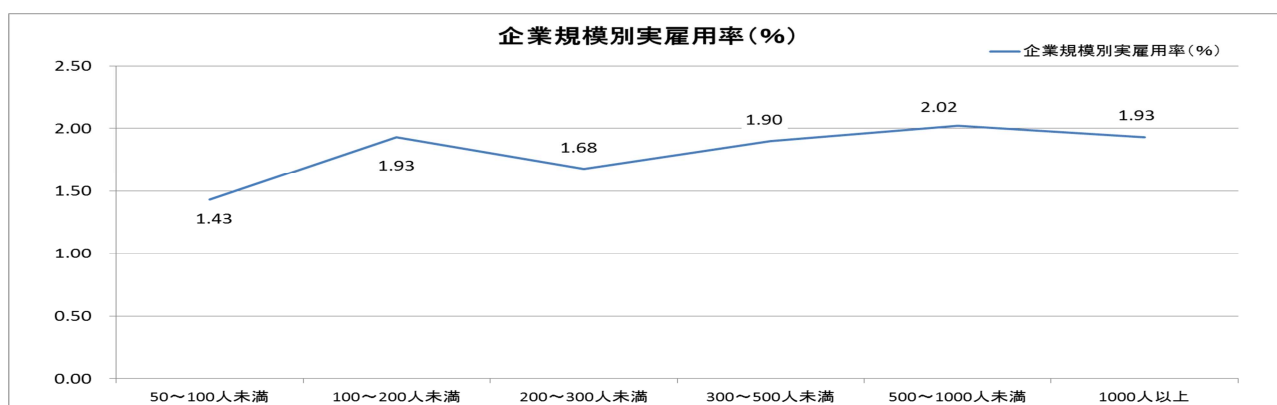
企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、500～1,000人未満を除く全ての規模の区分で前年より増加した。

実雇用率は、50～100人未満の規模企業（1.43%）において前年（1.44%）を下回ったが、その他全ての規模の区分で前年と同率もしくは上回った。

また、民間企業全体の実雇用率1.82%と比較すると、100～200人未満規模（1.93%）、300～500人未満規模（1.90%）、500～1,000人未満規模（2.02%）については上回り、1,000人以上規模（1.93%）で同率、50～100人未満規模（1.43%）、200～300人未満規模（1.68%）については下回った。

法定雇用率達成企業数の割合は、50～100人未満規模で50.0%、100～200人未満規模59.0%、200～300人未満規模59.6%、300～500人未満規模56.9%、500～1,000人未満規模71.8%、1,000人以上52.6%と全ての規模の区分で前年より増加した。〔表2〕

〔グラフ3〕

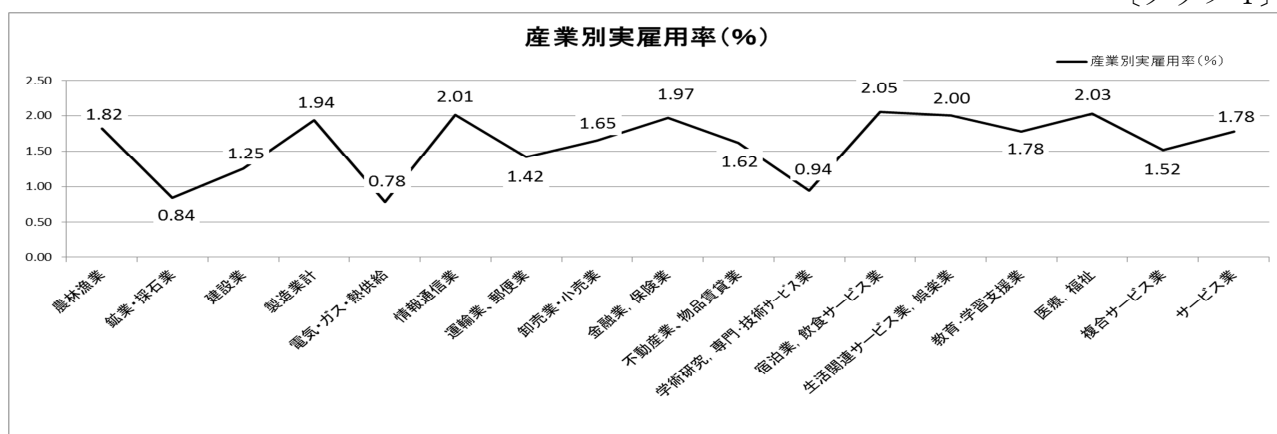


(3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農林漁業」（8.0人）が前年と変わらず、「鉱業、採石業、砂利採取業」（2.0人、前年は5.0人）、「建設業」（52.0人、同53.0人）、「運輸業、郵便業」（121.5人、同130.0人）、「学術研究、専門・技術サービス業」（9.0人、同17.0人）、「複合サービス事業」（73.0人、同76.0人）を除く全ての業種で前年より増加した。

産業別の実雇用率では、「宿泊業、飲食サービス業」（2.05%）が最も高く、「医療、福祉」（2.03%）、「情報通信業」（2.01%）、「生活関連サービス、娯楽業」（2.00%）、「金融業、保険業」（1.97%）、「製造業」（1.94%）の6業種で、民間企業全体の実雇用率1.82%を上回った。〔表3〕

〔グラフ4〕

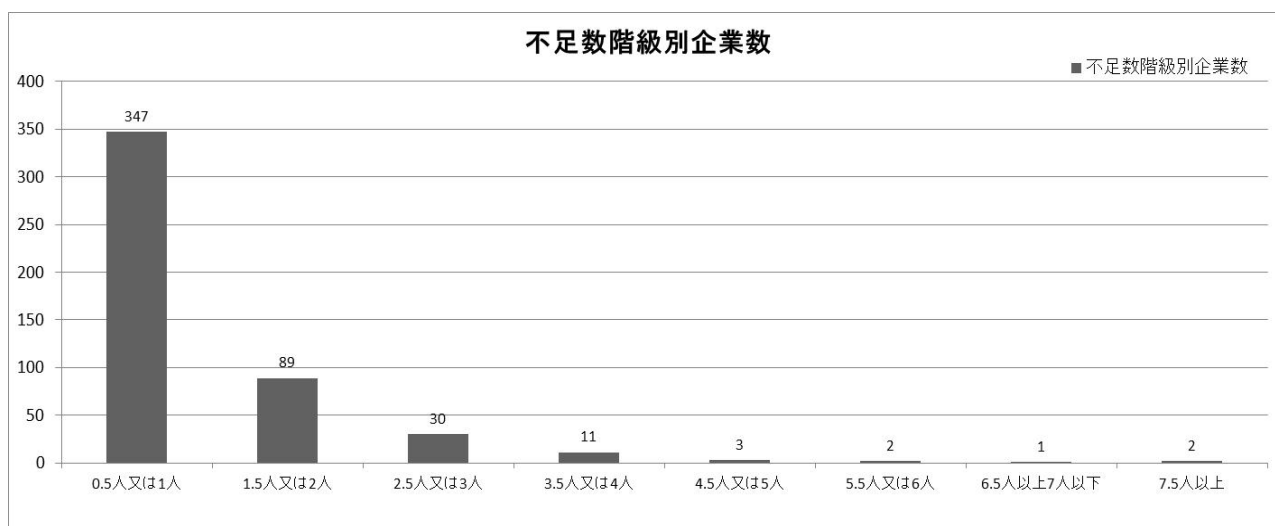


(4) 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業は485社で、そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、全体の71.5%（347社）と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、65.2%（316社）となっている。〔表4〕

〔グラフ5〕



2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関

県の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は137.0人で、前年より3.0%（4.0人）増加しており、実雇用率は2.45%と前年に比べ0.07ポイント上昇した。〔表5、表6-1〕

(2) 市町の機関

市町の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は324.5人で前年より2.7%（8.5人）増加しており、実雇用率は2.52%と前年に比べ0.05ポイント上昇した。25機関中24機関が法定雇用率を達成している。〔表5、表6-1〕

(3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会（法定雇用率2.2%）に在職している障害者の数は233.5人で前年より5.2%（11.5人）増加しており、実雇用率は1.99%と前年に比べ0.1ポイント上昇したが、法定雇用率未達成となっている。

市町の教育委員会（法定雇用率2.3%）に在籍している障害者の数は10人と前年より20.0%（2.5人）減少したが、実雇用率は3.11%と前年に比べ0.56ポイント上昇した。3機関中全ての機関が法定雇用率を達成している。〔表5、表6-2〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 25.0 人で前年より 2.0% (0.5 人) 増加したが、実雇用率は 2.30% と前年に比べ 0.02 ポイント低下した。

3 機関中全ての機関で法定雇用率を達成している。〔表 5、表 6-2〕

4 障害者雇用促進のための今後の施策

栃木労働局では、「障害者雇用支援実施計画」に基づき、県内に本社を置く企業の事業主等に対し、以下の施策等を推進するとともに、平成 25 年 11 月に設置した「障害者雇用支援プロジェクトチーム」により、本県の実雇用率の向上と法定雇用率達成企業の増加を引き続き図ることとする。

- ・ハローワークと関係機関が連携して法定雇用率未達成企業を訪問し、各機関の支援内容等を説明・提案することにより、障害者雇用への理解の促進（ローラー支援作戦の強化）
- ・法定雇用率達成企業に対し、平成 30 年 4 月からの精神障害者の法定雇用率算入を視野に入れた取組を提案し、更なる雇用の促進を図る。
- ・特別支援学校の実習見学会や障害者雇用先見企業の見学会を開催することにより、職場実習受入先企業の開拓や障害者雇用の促進
- ・障害者雇用に関する意識啓発や理解促進、雇用ノウハウ周知のための各種セミナーの開催
- ・障害者の採用機会の拡大を図るため合同就職面接会等の実施
- ・0 人雇用企業等の障害者雇用に際する不安軽減のための職場実習の推進
- ・ハローワークと関係機関が連携した「チーム支援」による就職支援の促進
- ・公的機関や大規模企業等への労働局幹部による助言・指導の実施

【参考】

	平成 26 年	平成 27 年	増減
実雇用率（本県）	1.76%	1.82%	0.06 ポイント上昇
（全国）	1.82%	1.88%	0.06 ポイント上昇
雇用率達成企業割合（本県）	51.1%	55.1%	4.0 ポイント上昇
（全国）	44.7%	47.2%	2.5 ポイント上昇

民間企業における年度別障害者雇用状況

(表1)

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者数	③ 障害者の数													④ 実雇用率 (③N÷② ×100) (%)	⑤ 雇用率達成 企業数 (割合)	
			A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度身体 障害者以 外である 短時間労働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度知的 障害者以 外である 短時間労働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神障 害者であ る短時間 労働者	M 精神 障害者計 (K+L×0.5)			N 合計 (E+J+M)
平成16年	629	130,749	453	638	13	-	1,557	59	191	3	-	312	-	-	-	1,869	1.43%	284 (45.2%)
平成17年	649	136,314	463	689	18	-	1,633	56	220	2	-	334	-	-	-	1,967	1.44%	310 (47.8%)
平成18年	659	136,825	484	695	18	-	1,681	67	242	8	-	384	5	7	8.5	2,073.5	1.52%	311 (47.2%)
平成19年	751	147,641	530	749	25	-	1,834	85	271	7	-	448	26	11	31.5	2,313.5	1.57%	363 (48.3%)
平成20年	850	160,467	529	762	37	-	1,857	93	291	5	-	482	29	18	38.0	2,377.0	1.48%	368 (43.3%)
平成21年	824	158,877	531	767	41	-	1,870	103	312	15	-	533	36	25	48.5	2,451.5	1.54%	390 (47.3%)
平成22年	840	162,420	563	793	36	-	1,955	95	345	10	-	545	54	31	69.5	2,569.5	1.58%	413 (49.2%)
平成23年	881	175,895.0	611	822	36	57	2,108.5	110	335	18	31	588.5	66	36	84.0	2,781.0	1.58%	438 (49.7%)
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	115.0	2,880.5	1.59%	462 (49.5%)
平成25年	1,049	188,466.0	653	910	54	69	2,304.5	114	427	24	55	706.5	126	57	154.5	3,165.5	1.68%	485 (46.2%)
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	791.0	159	60	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) 「障害者の数」の算出に当たっては、③A欄、F欄の重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、D欄、I欄の重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者及びL欄の精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

民間企業における規模別障害者の雇用状況

平成27年6月1日現在

項目	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③)×0.5	⑤ 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	⑥ 障害者の数													⑦ N 合計 (E+J+M)	⑧ 実雇用率 (⑥N÷⑤×100) (%)	⑨ 雇用率達成企業数 (割合)	法定雇用障害者数に不足する障害者数
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C+D×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度知的障害者以外である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H+I×0.5)	K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者計 (K+L×0.5)				
規模別 50～100人未満	504	34,929	3,658	36,758.0	35,713.0	80	144	11	13	321.5	21	102	7	17	159.5	25	11	30.5	511.5	1.43%	252 (50.0%)	247.5
	486	33,868	3,360	35,548.0	34,474.0	75	140	13	9	307.5	29	92	3	22	164.0	20	12	26.0	497.5	1.44%	238 (49.0%)	242.5
100～200人未満	351	46,569	4,745	48,941.5	45,418.5	153	238	23	15	574.5	49	130	5	23	244.5	46	19	55.5	874.5	1.93%	207 (59.0%)	216.5
	338	45,099	4,167	47,182.5	43,805.5	127	230	16	10	505.0	52	112	6	18	231.0	32	9	36.5	772.5	1.76%	178 (52.7%)	252.0
200～300人未満	94	21,427	2,103	22,478.5	21,120.5	69	121	10	5	271.5	9	41	1	13	66.5	11	10	16.0	354.0	1.68%	56 (59.6%)	79.0
	95	21,295	2,840	22,715.0	21,240.0	60	120	16	14	263.0	6	32	2	11	51.5	15	15	22.5	337.0	1.59%	45 (47.4%)	100.0
300～500人未満	72	25,420	2,200	26,520.0	24,719.0	106	131	14	15	364.5	9	51	3	7	75.5	26	5	28.5	468.5	1.90%	41 (56.9%)	74.5
	70	24,877	2,008	25,881.0	24,173.0	106	122	11	12	351.0	11	46	3	6	74.0	18	5	20.5	445.5	1.84%	38 (54.3%)	74.5
500～1,000人未満	39	25,548	3,203	27,149.5	25,564.5	95	126	8	11	329.5	16	100	8	17	148.5	37	5	39.5	517.5	2.02%	28 (71.8%)	37.0
	40	26,279	4,125	28,341.5	26,816.5	100	136	10	11	351.5	17	96	5	12	141.0	29	4	31.0	523.5	1.95%	27 (67.5%)	41.5
1,000人以上	19	43,350	5,567	46,133.5	43,136.5	190	243	17	16	648.0	15	100	2	3	133.5	45	13	51.5	833.0	1.93%	10 (52.6%)	37.5
	17	41,550	4,269	43,684.5	40,984.5	177	233	17	11	609.5	14	98	1	5	129.5	45	15	52.5	791.5	1.93%	8 (47.1%)	30.5
合計	1,079	197,243	21,476	207,981.0	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)	692.0
	1,046	192,968	20,769	203,352.5	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	791.0	159	60	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)	741.0

(注)下段は平成26年度

民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成27年6月1日現在

項目 産業別	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	⑥ 障害者の数													⑦ 実雇用率(%) (⑥N÷⑤×100)	⑧ 雇用率達成企業数	⑨ 法定雇用障害者数に不足する障害者数		
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 短時間労働者である 重度身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 短時間労働者である 重度知的障害者	I 重度以外の知的障害者である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H)	K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者計 (K+L×0.5)				N 合計 (E+J+M)	うち新規雇用
農林漁業	6	430	18	439.0	439.0	2	4	0	0	8.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	8.0	0.0	1.82%	4	2.0
鉱業、採石、砂利採取業	2	252	5	254.5	238.5	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	2.0	0.0	0.84%	1	2.0
建設業	31	5,094	52	5,120.0	4,150.0	13	21	1	0	48.0	0	3	0	0	3.0	1	0	1.0	52.0	2.0	1.25%	13	30.0
製造業(計)	344	54,671	2,258	55,800.0	55,516.0	209	315	7	8	744.0	49	165	8	6	274.0	52	12	58.0	1076.0	126.0	1.94%	200	188.0
食料品・たばこ	52	7,786	1,206	8,389.0	8,389.0	20	38	1	2	80.0	7	51	1	3	67.5	17	4	19.0	166.5	27.5	1.98%	29	27.5
繊維工業	10	878	11	883.5	883.5	2	4	0	0	8.0	0	1	0	0	1.0	2	1	2.5	11.5	1.0	1.30%	5	5.0
木材・家具	12	1,988	30	2,003.0	2,003.0	5	16	0	0	26.0	4	11	0	0	19.0	0	0	0.0	45.0	2.0	2.25%	10	2.0
パルプ・紙・印刷	14	1,204	74	1,241.0	1,238.0	8	9	1	0	26.0	20	21	6	1	67.5	0	2	1.0	94.5	4.0	7.63%	10	4.0
化学工業	31	3,728	106	3,781.0	3,781.0	10	12	3	0	35.0	4	9	0	0	17.0	3	0	3.0	55.0	7.0	1.45%	16	18.0
窯業・土石	12	1,271	18	1,280.0	1,276.0	2	7	0	1	11.5	0	1	0	0	1.0	1	1	1.5	14.0	2.0	1.10%	4	10.5
鉄鋼	7	1,635	31	1,650.5	1,446.5	13	7	0	0	33.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	33.0	5.0	2.28%	6	1.0
非鉄金属	15	1,800	48	1,824.0	1,751.0	4	15	0	0	23.0	0	3	0	0	3.0	1	1	1.5	27.5	3.0	1.57%	9	9.0
金属製品	33	3,305	46	3,328.0	3,328.0	5	22	0	0	32.0	2	5	0	1	9.5	4	1	4.5	46.0	12.0	1.38%	16	20.5
電気機械	25	8,974	189	9,068.5	9,068.5	44	63	1	1	152.5	4	11	0	1	19.5	3	0	3.0	175.0	24.0	1.93%	16	19.0
その他機械	99	17,756	296	17,904.0	17,904.0	72	87	1	4	234.0	7	46	1	0	61.0	17	1	17.5	312.5	32.0	1.75%	57	56.0
その他	34	4,346	203	4,447.5	4,447.5	24	35	0	0	83.0	1	6	0	0	8.0	4	1	4.5	95.5	6.5	2.15%	22	15.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	255	5	257.5	257.5	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	2.0	2.0	0.78%	1	2.0
情報通信業	11	3,938	97	3,986.5	3,986.5	28	18	2	0	76.0	0	1	0	0	1.0	3	0	3.0	80.0	5.0	2.01%	6	6.0
運輸業、郵便業	62	9,738	1,607	10,541.5	8,557.5	29	41	2	5	103.5	2	6	3	2	14.0	3	2	4.0	121.5	12.0	1.42%	29	49.0
卸売業、小売業	144	35,684	7,676	39,522.0	39,517.0	116	136	22	19	399.5	21	143	4	22	200.0	44	20	54.0	653.5	77.0	1.65%	62	134.5
金融業、保険業	15	7,681	960	8,161.0	8,161.0	45	59	5	2	155.0	0	2	0	0	2.0	4	0	4.0	161.0	12.0	1.97%	9	7.0
不動産業、物品賃貸業	13	3,788	211	3,893.5	3,891.5	16	22	0	0	54.0	0	1	0	0	1.0	8	0	8.0	63.0	14.0	1.62%	6	11.0
学術研究、専門・技術サービス業	9	896	137	964.5	959.5	1	4	0	0	6.0	1	1	0	0	3.0	0	0	0.0	9.0	3.0	0.94%	4	7.0
宿泊業、飲食サービス業	24	3,201	1,256	3,829.0	3,829.0	9	13	4	2	36.0	3	24	3	8	37.0	5	1	5.5	78.5	22.0	2.05%	15	9.5
生活関連サービス業、娯楽業	46	5,104	1,095	5,651.5	5,651.5	11	10	3	5	37.5	13	43	1	7	73.5	2	0	2.0	113.0	10.0	2.00%	22	25.5
教育、学習支援業	20	11,250	321	11,410.5	8,681.5	41	49	3	4	136.0	0	8	0	0	8.0	9	3	10.5	154.5	19.5	1.78%	12	18.0
医療、福祉	229	34,319	3,487	36,062.5	30,230.5	110	171	24	20	425.0	19	84	6	33	144.5	33	22	44.0	613.5	123.5	2.03%	155	101.0
複合サービス業	14	4,760	108	4,814.0	4,814.0	17	29	2	0	65.0	1	4	0	0	6.0	2	0	2.0	73.0	6.0	1.52%	4	19.0
サービス業	106	16,182	2,183	17,273.5	16,791.5	44	111	8	10	212.0	10	39	1	2	61.0	24	3	25.5	298.5	58.5	1.78%	51	80.5
合計	1,079	197,243	21,476	207,981.0	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	221.5	3,559.0	492.5	1.82%	594	692.0

民間企業における障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

平成27年6月1日現在

項目 規模別	① 法定雇用率未達成 企業の数	② 不 足 数								③ 障害者の数が0人で ある企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上7人以下	7.5人以上		
50～100人未満	252	252	-	-	-	-	-	-	-	-	243
100～200人未満	144	71	67	6	-	-	-	-	-	-	68
200～300人未満	38	13	11	9	5	-	-	-	-	-	5
300～500人未満	31	6	10	10	5	-	-	-	-	-	0
500～1,000人未満	11	3	1	2	1	2	2	-	-	-	0
1,000人以上	9	2	0	3	0	1	0	1	2	0	0
合 計	485	347	89	30	11	3	2	1	2	316	

(注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

公的機関における障害者の雇用状況

平成27年6月1日現在

機関名	項目	① 機 関 数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③					④ 実 雇 用 率 (③E/②×100)%
				A 重度障害者(身 体・知的) (1週間の所定労働 時間が30時間以上)	B 重度以外の障害者 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働時 間が30時間以上)	C 重度障害者である 短時間職員(身体・ 知的) (1週間の所定労働時 間が20時間以上30 時間未満)	D 重度以外の障害者 である短時間職員 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働時 間が20時間以上30 時間未満)	E 計 (A×2+B+C+D ×0.5)	
県	知事部局	1	5,072.0	38	47	0	0	123.0	2.43%
	警察本部	1	513.5	4	2	3	2	14.0	2.73%
	計	2	5,585.5	42	49	3	2	137.0	2.45%
市町	市	14	11,068.5	76	125	0	0	277.0	2.50%
	町	11	1,821.0	14	19	0	1	47.5	2.61%
	計	25	12,889.5	90	144	0	1	324.5	2.52%
教育委員会	県	1	11,756.0	48	132	3	5	233.5	1.99%
	市	3	322.0	4	2	0	0	10.0	3.11%
	町	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.00%
	計	4	12,078.0	52	134	3	5	243.5	2.02%
地方独立行政法人等		3	1,085.0	6	12	1	0	25.0	2.30%
合 計		34	31,638.0	190	339	7	8	730.0	2.31%

○県の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
知事部局	5,072.0	123.0	2.43%	0.0	特例認定あり(注4)
警察本部	513.5	14.0	2.73%	0.0	

○市町の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮市	2,698.0	62.0	2.30%	0.0	特例認定あり(注4)
足利市	936.0	24.0	2.56%	0.0	特例認定あり(注4)
栃木市	1,230.0	37.0	3.01%	0.0	特例認定あり(注4)
佐野市	902.0	26.0	2.88%	0.0	特例認定あり(注4)
鹿沼市	637.0	15.0	2.35%	0.0	
日光市	793.0	21.0	2.65%	0.0	特例認定あり(注4)
小山市	810.0	19.0	2.35%	0.0	
真岡市	418.0	12.0	2.87%	0.0	
大田原市	716.0	16.0	2.23%	0.0	特例認定あり(注4)
矢板市	257.0	5.0	1.95%	0.0	特例認定あり(注4)
那須塩原市	751.0	17.0	2.26%	0.0	特例認定あり(注4)
さくら市	327.5	7.0	2.14%	0.0	特例認定あり(注4)
那須烏山市	247.0	6.0	2.43%	0.0	特例認定あり(注4)
下野市	346.0	10.0	2.89%	0.0	特例認定あり(注4)
上三川町	220.0	7.0	3.18%	0.0	特例認定あり(注4)
益子町	120.0	4.0	3.33%	0.0	
茂木町	123.0	4.0	3.25%	0.0	
市貝町	71.0	1.0	1.41%	0.0	
芳賀町	124.0	2.0	1.61%	0.0	
壬生町	275.0	5.0	1.82%	1.0	特例認定あり(注4)
野木町	168.5	5.0	2.97%	0.0	特例認定あり(注4)
塩谷町	114.0	2.0	1.75%	0.0	
高根沢町	165.5	4.5	2.72%	0.0	特例認定あり(注4)
那珂川町	215.0	5.0	2.33%	0.0	特例認定あり(注4)
那須町	225.0	8.0	3.56%	0.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 当該機関は特例認定を受けている。この特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣又は労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

○県教育委員会の状況(法定雇用率 2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
栃木県	11,756.0	233.5	1.99%	24.5	

○市町教育委員会の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿沼市	102.0	4.0	3.92%	0.0	
小山市	106.0	3.0	2.83%	0.0	
真岡市	114.0	3.0	2.63%	0.0	

○地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
南那須地区 広域行政事務組合	145.5	3.0	2.06%	0.0	
宇都宮大学	573.0	14.0	2.44%	0.0	
新小山市民病院	366.5	8.0	2.18%	0.0	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | |
|---------------|---|
| ○ 民間企業 | $\left\{ \begin{array}{l} \text{一般の民間企業} \dots\dots\dots 2.0\% \\ \text{(50人以上規模の企業)} \\ \text{特殊法人等} \dots\dots\dots 2.3\% \\ \left[\begin{array}{l} \text{労働者数43.5人以上規模の特殊法人、} \\ \text{独立行政法人、国立大学法人等} \end{array} \right] \end{array} \right.$ |
| ○ 国、地方公共団体 | 2.3%
(43.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2.2%
(45.5人以上規模の機関) |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。